

記入にあたっての留意事項

【加入者月別掛金額登録・変更届】

- ・個人型年金加入申出書
- ・加入者掛金額変更届（第1号被保険者用）付加保険料納付等に関する届
- ・加入者掛金額変更届（第2号被保険者用）
- ・加入者掛金額変更届（第3号被保険者用）
- ・加入者被保険者種別変更届（第1号被保険者用）
- ・加入者被保険者種別変更届（第2号被保険者用）
- ・加入者被保険者種別変更届（第3号被保険者用）
- ・加入者登録事業所変更届
- ・加入者他年金（企業年金等）加入状況等変更届

右記の書類は、上記の各種書類をご提出いただく際に、掛金額区分で、「納付月と金額を指定して納付します」を選択した場合に添付する書類です。

「納付月と金額を指定して納付します」とは？

- 例1) 数ヶ月分の掛金を特定の月にまとめて拠出する。
 → 1月26日（12月分）～5月26日（4月分）は拠出せず、6月26日（5月分）の拠出と合わせて、まとめて拠出する。
- 例2) 毎月、掛金の拠出は行うが、特定の月だけ増額・減額して拠出する。
 → 基本的に毎月10,000円を拠出するが、6月26日引落（5月分）と12月26日引落（11月分）は増額して、20,000円を拠出する。

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 大枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に□し点をご記入ください。

1. 申出者 ▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ アヲガキ ネンキン イチロウ

氏名 年金 一郎 印

基礎年金番号 1234-567890

生年月日 昭和5 平成7 49年 10月 06日

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。当年分と翌年分の申出内容が異なる場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることできませんので、ご注意ください。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分まで納付（10/26引落）する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分まで納付（12/26引落）する場合は、拠出できません。
- 拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

- 「納付済」欄について
 - 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
 - ※ならんかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。
- 「掛金額」欄について
 - 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
 - 申出をした月以降で、掛金を拠出しな月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000円
7月26日引落 (6月分)	円	0円
8月26日引落 (7月分)	円	0円
9月26日引落 (8月分)	円	0円
10月26日引落 (9月分)	円	0円
11月26日引落 (10月分)	円	0円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000円
合計		300,000円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0円
2月26日引落 (1月分)	0円
3月26日引落 (2月分)	0円
4月26日引落 (3月分)	0円
5月26日引落 (4月分)	0円
6月26日引落 (5月分)	100,000円
7月26日引落 (6月分)	0円
8月26日引落 (7月分)	0円
9月26日引落 (8月分)	0円
10月26日引落 (9月分)	0円
11月26日引落 (10月分)	0円
12月26日引落 (11月分)	200,000円
合計	300,000円

送付いただいた「加入者月別掛金額登録・変更届」の記入内容に不備があった場合は手続きが遅れることがあります。郵送での手続きとなりますので、変更を希望する月と書類提出期限にご注意ください。

※2019年5月時点の法令等に基づいて野村證券株式会社確定拠出年金部が作成したものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。

「加入者月別掛金額登録・変更届」 ご記入にあたっての注意事項

- ◆ **1年とは、1月26日引落（前年12月分）～12月26日引落（当年11月分）の12ヶ月を指しています。**
- ◆ 加入申出書と併せてご提出いただく場合は、加入申出の翌月26日引落以降の掛金額欄からご記入ください。
加入申出月より前に掛金額が記入されているときは、取消訂正が必要となり、加入手続きが遅れることがありますのでご注意ください。
- ◆ 既に加入者として掛金を拠出されている方が、今後の掛金について変更される場合は、変更の申出月の翌月26日引落以降の掛金額欄からご記入ください。
- ◆ 加入、変更を申出た月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

掛金額について

- ◆ 【当年】と【翌年以降】の掛金額を必ずご記入ください。
- ◆ 【当年】と【翌年以降】で、拠出月と掛金額は異なっていても構いません。
- ◆ 毎月拠出する場合の**1ヶ月あたりの最低掛金額は、5,000円**です。
- ◆ 加入・変更を申出た月以降で、掛金を拠出しない月については「0」をご記入ください。
- ◆ 【当年】、【翌年以降】のいずれも**12月26日引落は「0円」を指定することはできません。**必ず、5,000円以上の額を拠出する必要があります。
- ◆ **数ヶ月分まとめて拠出する場合は、「5,000円×まとめて拠出する月数」以上の金額をご指定ください。**
例) 6月26日引落で、前年12月分～当年5月分の6ヶ月分を拠出する場合
「5,000円×6ヶ月=30,000円」以上の額を指定する必要があります。
- ◆ 合計額が年間の拠出限度額を超えないようご注意ください。

繰越しについて

- ◆ 当年内であれば、拠出限度額に満たなかった掛金の差額分を繰越すことが可能です。
- ◆ **当年分の拠出限度額に満たなかった差額を翌年以降に繰越すことはできません。**
- ◆ 預金口座の残高不足等で掛金が引落せなかった場合は「未納」として扱われます。「未納」となった掛金分は繰越すことはできません。
- ◆ 掛金の引落が一時停止の状態である場合も「未納」として扱われるため、繰越すことはできません。

その他

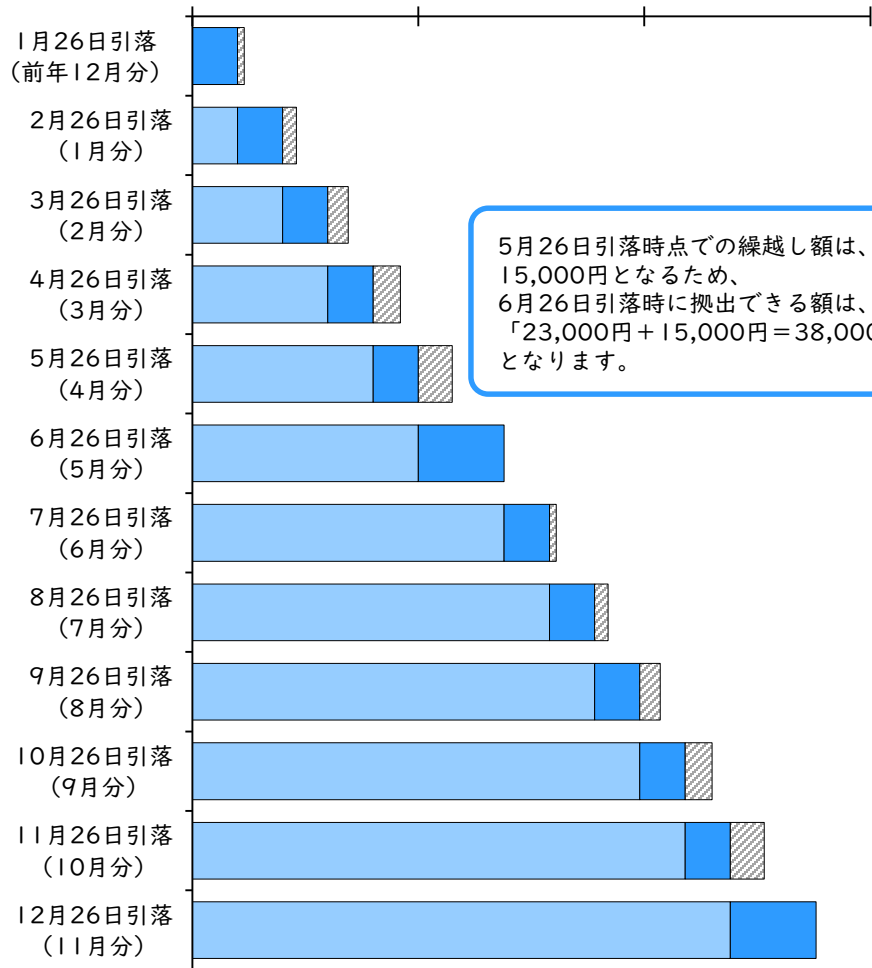
- ◆ **掛金を数ヶ月分まとめて拠出する予定に対し、拠出が行われなかったときは、すべて「未納」の扱いとなり、追納はできません。**
通算拠出期間、老齢給付金（一時金）裁定時の勤続期間を計算する際に対象外となりますので、ご注意ください。
- ◆ 60歳到達月（60歳を迎える生年月日の前日が属する月）の翌月以降に掛金額を記入しないでください。
60歳到達月の翌月以降は、掛金の拠出はできません。
例) 10月1日に60歳を迎える場合→9月26日引落まで拠出可能
10月2日に60歳を迎える場合→10月26日引落まで拠出可能

10月2日に60歳を迎える方が12月26日引落で、6月分～11月分を拠出予定の場合、6ヶ月分の掛金全額が拠出できないこととなります。

① 毎月拠出し、特定の月のみ掛金額を増額する場合

前提条件

- ・第2号被保険者（会社員）
- ・拠出限度額 23,000円/月 <276,000円/年>
- ・毎月20,000円拠出、6月26日引落と12月26日引落時に38,000円拠出
- ・1月26日引落から申請



5月26日引落時点での繰越し額は、15,000円となるため、6月26日引落時に拠出できる額は、「23,000円 + 15,000円 = 38,000円」となります。

■ 拠出済掛金額 ■ 掛金額 ▨ 繰越し額

変更する年を記入
令和1年であれば「1」

(画像はイメージです。)

2. 当年の掛金額の指定		
当年【令和 XX 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	20,000円
2月26日引落 (1月分)	円	20,000円
3月26日引落 (2月分)	円	20,000円
4月26日引落 (3月分)	円	20,000円
5月26日引落 (4月分)	円	20,000円
6月26日引落 (5月分)	円	38,000円
7月26日引落 (6月分)	円	20,000円
8月26日引落 (7月分)	円	20,000円
9月26日引落 (8月分)	円	20,000円
10月26日引落 (9月分)	円	20,000円
11月26日引落 (10月分)	円	20,000円
12月26日引落 (11月分)	円	38,000円
合計		276,000円

3. 翌年	
翌年【	
引落	
1月26日 (前年12月分)	
2月26日 (1月分)	
3月26日 (2月分)	
4月26日 (3月分)	
5月26日 (4月分)	
6月26日 (5月分)	
7月26日 (6月分)	
8月26日 (7月分)	
9月26日 (8月分)	
10月26日 (9月分)	
11月26日 (10月分)	
12月26日 (11月分)	
合計	

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映 (26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されま

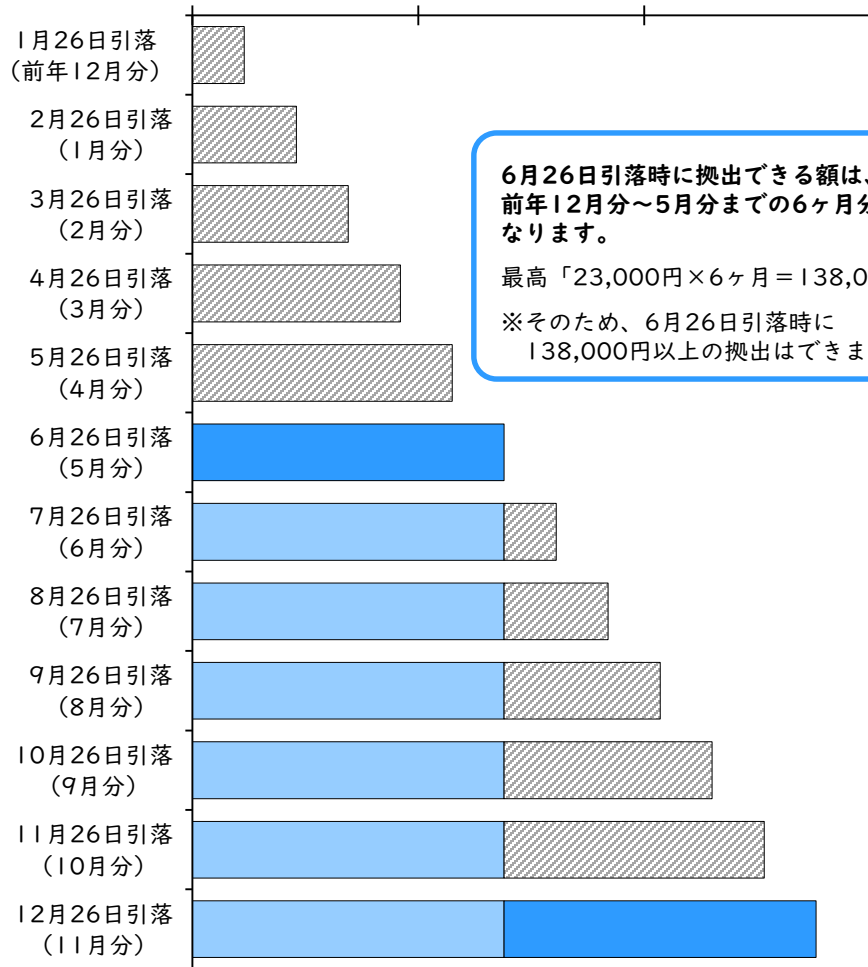
年間の拠出限度額を
超えないよう
ご注意ください。

※2019年5月時点の法令等に基づいて野村証券株式会社確定拠出年金部が作成したものでありますが、正確かつ完全であることを保証するものではありません。

② 特定の月のみ掛金を拠出する場合 A

前提条件

- ・第2号被保険者（会社員）
拠出限度額 23,000円/月 <276,000円/年>
- ・数ヶ月分をまとめて拠出
→ 年2回拠出（6月26日引落と12月26日引落で各138,000円）
- ・1月26日引落から申請



6月26日引落時に拠出できる額は、前年12月分～5月分までの6ヶ月分となります。
最高「23,000円×6ヶ月＝138,000円」
※そのため、6月26日引落時に138,000円以上の拠出はできません。

■ 拠出済掛金額 ■ 掛金額 □ 繰越し額

変更する年を記入
令和1年であれば「1」

(画像はイメージです。)

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 XX 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	0 円
2月26日引落 (1月分)	円	0 円
3月26日引落 (2月分)	円	0 円
4月26日引落 (3月分)	円	0 円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	138,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	138,000 円
合計		276,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されま

年間の拠出限度額を
超えないよう
ご注意ください。

受付金融機関

3. 翌年

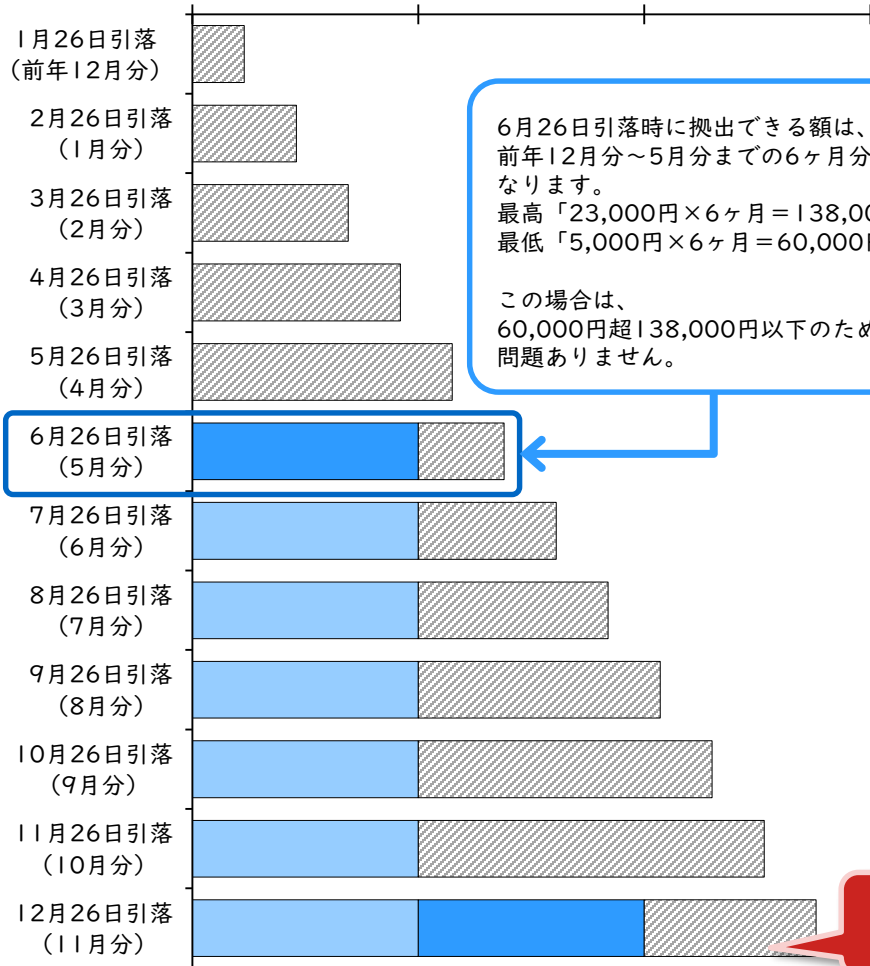
翌年【

引落日
1月26日 (前年12月分)
2月26日 (1月分)
3月26日 (2月分)
4月26日 (3月分)
5月26日 (4月分)
6月26日 (5月分)
7月26日 (6月分)
8月26日 (7月分)
9月26日 (8月分)
10月26日 (9月分)
11月26日 (10月分)
12月26日 (11月分)
合計

② 特定の月のみ掛金を拠出する場合 B

前提条件

- ・第2号被保険者（会社員）
拠出限度額 23,000円/月 <276,000円/年>
- ・数ヶ月分をまとめて拠出
→ 年2回拠出（6月26日引落と12月26日引落で各100,000円）
- ・1月26日引落から申請



6月26日引落時に拠出できる額は、前年12月分～5月分までの6ヶ月分となります。
最高「23,000円×6ヶ月＝138,000円」
最低「5,000円×6ヶ月＝60,000円」

この場合は、60,000円超138,000円以下のため、問題ありません。

変更する年を記入
令和1年であれば「1」

(画像はイメージです。)

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和XX年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	0
2月26日引落 (1月分)	円	0
3月26日引落 (2月分)	円	0
4月26日引落 (3月分)	円	0
5月26日引落 (4月分)	円	0
6月26日引落 (5月分)	円	100,000
7月26日引落 (6月分)	円	0
8月26日引落 (7月分)	円	0
9月26日引落 (8月分)	円	0
10月26日引落 (9月分)	円	0
11月26日引落 (10月分)	円	0
12月26日引落 (11月分)	円	100,000
合計		200,000

3. 翌年

翌年【

引落日	納付済	掛金額
1月26日 (前年12月分)		
2月26日 (1月分)		
3月26日 (2月分)		
4月26日 (3月分)		
5月26日 (4月分)		
6月26日 (5月分)		
7月26日 (6月分)		
8月26日 (7月分)		
9月26日 (8月分)		
10月26日 (9月分)		
11月26日 (10月分)		
12月26日 (11月分)		
合計		

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されま

年間の拠出限度額を
超えないよう
ご注意ください。

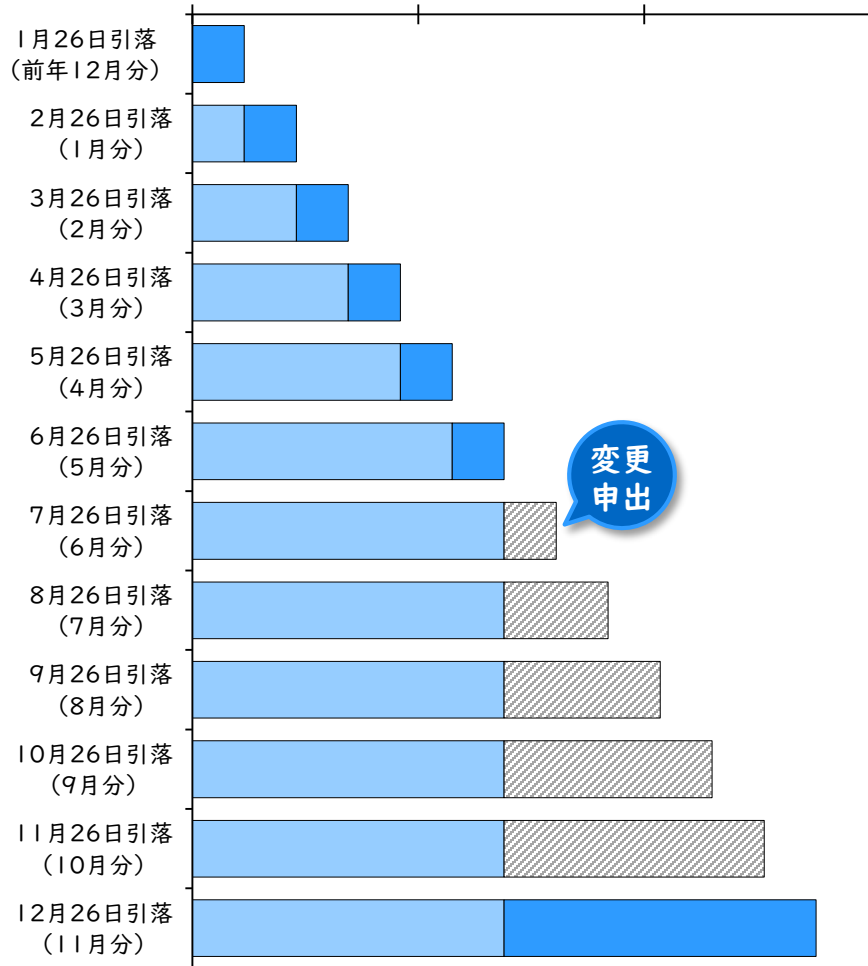
翌年に繰越すことは
できません。

■ 拠出済掛金額 ■ 掛金額 □ 繰越し額

③ 年の途中で掛金額を変更する場合

前提条件

- ・第2号被保険者（会社員）
- ・拠出限度額 23,000円/月（276,000円/年）
- ・6月26日引落まで、毎月定額の23,000円を拠出
- ・7月26日引落から金額を変更
→ 6月分～11月分（6ヶ月分）をまとめて拠出する申請を行う



■ 拠出済掛金額 ■ 繰越し額 ■ 掛金額

変更する年を記入
令和1年であれば「1」

(画像はイメージです。)

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 XX 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	138,000 円
合計		138,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々
(26日が土日・祝日の場合は翌営業

受付金融機関

変更後の掛金合計額を
記入します。
(納付済は含めません)
納付済の額と合算して
年間の拠出限度額を
超えないようご注意ください。

3. 翌年

翌年【

引落日
1月26日 (前年12月分)
2月26日 (1月分)
3月26日 (2月分)
4月26日 (3月分)
5月26日 (4月分)
6月26日 (5月分)
7月26日 (6月分)
8月26日 (7月分)
9月26日 (8月分)
10月26日 (9月分)
11月26日 (10月分)
12月26日 (11月分)
合計